

## 株式会社マリーナ電子及び株式会社マリーナ産業に対する再生支援の完了について

2014年2月7日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、再生支援対象事業者である株式会社マリーナ電子（以下「マリーナ電子」という。）及び株式会社マリーナ産業以下「マリーナ産業」という。）について、2013年3月28日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、同年5月28日に法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

マリーナ電子は、事業再生計画に従い、2013年7月1日、マリーナ電子代表取締役らが新たに設立した株式会社エスワイディサービス（現商号：株式会社筑波エレクトロン、以下「筑波エレクトロン」という。）に対し、基板実装事業を会社分割の手法等を用いて承継させ、現在、筑波エレクトロンは、承継した基板実装事業を運営・継続しています。

マリーナ産業は、事業再生計画に従い、2013年11月1日、キヤノン電子株式会社が新たに設立した茨城マーケティングシステムズ株式会社（以下「茨城マーケティングシステムズ」という。）に対し、OA機器等販売事業を会社分割の手法等を用いて承継させ、現在、茨城マーケティングシステムズは、承継したOA機器等販売事業を運営・継続しています。

機構は、再生支援決定以後、関係金融機関等及び再生支援対象事業者等の関係者調整を行い、筑波エレクトロン及び茨城マーケティングシステムズへの事業承継手続及び事業再生支援を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、本日付で再生支援対象事業者の再生支援決定に係る全ての業務を完了しました。

### ※ 公表する理由

なお、本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で公表を行うこととしました。

以上